

新元号「令和」への対応

5 月 1 日から施行される新元号「令和」への改元に関しまして、当健保組合からの発行物（被保険者証や通知等）につきましては、政府方針やシステム修正対応を踏まえて、下記のとおりとしますのでよろしくお願いいたします。

記

1) 元号表記の取扱い

① 4 月中に発行するもの

「平成」表記となります。（有効期限等が 5 月以降の発行物を含みます）

② 5 月以降に発行するもの

新元号「令和」となります。

2) 交付書類で有効期限があり、既に令和元年 5 月以降の暦月が「平成」表示になっているもの 交付書類の有効性に問題は生じませんので、そのままご利用ください。

（限度額適用認定証 等）

※ 既交付書類の差替えは行わず、新規の交付書類等から新元号「令和」を適用致します。

3) 申請書類等

申請書類等は様式も含め、順次「改元対応」を進めますので、当健保組合ホームページから最新の状態の申請書類等をお使いください。

また、社会保険事務所との共通様式につきましては、提供された様式から当健保組合のホームページにも順次アップ致します。

【社会保険事務所（厚生年金）との共通様式】

- ① 被保険者資格取得届
- ② 被保険者資格喪失届
- ③ 被保険者報酬月額変更届
- ④ 被保険者氏名変更(訂正)届
- ⑤ 被保険者区分変更届
- ⑥ 産前産後休業取得者申出書/変更(終了)届
- ⑦ 産前産後休業終了時報酬月額変更届
- ⑧ 育児休業等取得者申出書(新規・延長)/終了届
- ⑨ 育児休業等終了時報酬月額変更届
- ⑩ 適用事業所 名称/所在地 変更(訂正)届 等 事業所関係届

以上